

第31号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中4の項から6の項までを削り、7の項を4の項とし、8の項から26の項までを3項ずつ繰り上げる。

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第1中23の項を25の項とし、2の項から24の項までを2項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下この表並びに次表1の項(2)及び(4)において同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金（同法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項を次のように改める。

1 教育委員会	(1) 島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの (2) 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支
---------	---

援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- (3) 県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
- (7) 高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずるものとして知事が指定する学校をいう。）又は大学等（学校教育法による大学（短期大学を含む。以下同じ。）及び大学に準ずるものとして知事が指定する学校をいう。）に進学する能力を有しながら、経済的な理由により修学することが困難な同和関係者の子弟に対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- (8) 保護者が県内に住所を有する者で、高等学校等（学校教育法による高等学校（中等教育学校の後

期課程を含む。)及び高等専門学校をいう。)で
勉学する意欲がありながら経済的な理由により修
学することが困難なものに対する資金の貸与に関
する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号の政令で定める日から施行する。